

（宛先）さいたま市長

誓 約 書

登録申請者

法人の役員
本人
法定代理人
法定代理人（法人）の役員

は、さいたま市屋外広告物条例第27条の4第1項

各号に該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

さいたま市屋外広告物条例（抜粋）

（登録の拒否）

第27条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第27条の2第1項の申請書若しくは同条第2項に規定する添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- （1） 第29条の4第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- （2） 屋外広告業者（第27条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第29条の4第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- （3） 第29条の4第1項の規定により営業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- （4） 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5） 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- （6） 法人でその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- （7） 営業所ごとに第29条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

●注意事項

登録申請者「法人の役員」、「本人」（個人の場合）、「法定代理人」、「法定代理人（法人）の役員」については、該当するものを○で囲むこと